

公益財団法人群馬県蚕糸振興協会評議員及び役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第20条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち当協会を主たる勤務場所とし、週3日以上当協会の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

(報酬等の支給)

第2条 定款第26条の規定に基づき、税理士等の資格を有する監事に対しては、職務執行の対価として報酬を支給する。

2 評議員及び理事に対しては、報酬を支給しない。

(報酬等の額の算出方法)

第3条 監査業務を実施したとき、又は理事会等出席したごとに、次の額を支給する。

税理士等の資格を有する監事	日額	11,000円
---------------	----	---------

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、通貨をもって本人に支給することができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。